

吉見町公共工事中間前金払取扱要領

〔令和7年4月1日〕
町長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する工事等の契約にあたり吉見町会計規則（昭和44年吉見村規則第2号）第48条の2の規定による公共工事の要する経費の前払いに追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 中間前金払は、町が発注する1件の設計金額が500万円以上で、かつ、工期が90日を超える土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）に要する費用とする。

(中間前金払の要件)

第3条 中間前金払は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合にするものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
 - (4) 当初の前払金が支出済みであること。
- 2 継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約について前項の規定を適用する場合においては、前項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、同項第3号中「行われた当該工事」とあるのは「行われた当該会計年度の工事」と、「契約金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」とする。

(中間前金払の割合等)

第4条 中間前金払の支払額は、契約金額の10分の2を超えない額で、かつ、当初支出した前払金の額と合計して請負代金の10分の6を超えないものとする。この場合において、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 継続費等の2年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対してすることができる。
- 3 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

(中間前金払と部分払の選択)

第5条 部分払（次条に規定する部分払は除く。）が認められている工事の受注者は、

契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択し、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。この場合において、契約締結後の選択の変更はできないものとする。

（継続費等に係る特例）

第6条 継続費等の2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払いをすることができるものとする。

（中間前金払の申請等）

第7条 中間前金払の支払を受けようとする受注者は、認定請求書（様式第2号）に、工事履行報告書（様式第3号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているか否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書（様式第4号）により、受注者へ通知するものとする。

3 前項の認定を受けた受注者は、中間前金払の支払を受けようとするときは、中間前金払申請書（様式第5号）に保証事業会社の保証証書（原本）、請負契約書（写）、中間前金払請求書（様式第6号）を添えて町長に提出しなければならない。

4 中間前金払の支払時期は、中間前金払申請書を受理した日から起算して14日以内とする。

5 中間前金払の支払は、申請者が保証事業会社の保証証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

（中間前金払額の変更）

第8条 町長は、中間前金払をした後、契約内容の変更により契約金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前金払の額に相当する額から既に支払った中間前金払額を差し引いた金額以内の中間前金払の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法については、前条の規定を準用する。

2 中間前金払の支払を受けた受注者は、変更後の契約金額が当初の契約金額より著しく減額した場合において、既に支払を受けた前金払の額と中間前金払の額が変更後の契約金額の10分の6を超えたときは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から30日以内に返還しなければならない。ただし、町長は、本項の期間内に部分払の支払をするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。

3 町長は、前項の超過額が相当の額に達し、町に返還することが中間前金払の使用状況からみて著しく不相当であると認めるときは、中間前金払の支払いを受けた受注者と協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、当初の契約金額の変更契約が成立した日から30日以内に協議が整わない場合は、町長が町に返還すべき超過額を定め、中間前金払の支払いを受けた受注者に通知する。

(中間前金払額の使途制限)

第9条 中間前金払は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、保険料（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に規定する保険料に限る。）及び保証料として必要な経費以外の経費に充てることはできない。

(中間前金払額の返還)

第10条 中間前金払の支払を受けた受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に支払われた中間前金払の全部又は一部を町に返還しなければならない。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 契約を解除したとき。
- (3) 申請者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認められたとき。
- (4) 保証契約を解除したとき。
- (5) その他町長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第11条 町長は、第8条第2項又は前条の規定に該当する場合において、返還すべき中間前払金を町長が指定する期日までに返還しないときは、当該返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率に乗じて計算した額（計算して求めた額の全額を、100円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。）を遅延利息として徴収することができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。